

当座勘定取引先 各位

佐野信用金庫

手形・小切手の全面的な電子化に関連した「当座勘定」取引方法の見直しについて

日頃より当金庫の当座勘定をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、日本国内における2027年3月一杯での手形・小切手の全面的な電子化への対応として、下記の通り「当座勘定」の取引方法を見直してまいりますので、ご案内いたします。

見直し後も当金庫の当座勘定により決済取引をご希望する場合は、「でんさいネット」又は「インターネットバンキング」をご利用いただけます。

今後とも、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の発行受付の終了

(1) 発行受付終了日

2026年3月31日（火）

(2) 発行受付終了後の当座勘定取引の方法（見直し内容）

- ・手形・小切手の発行受付終了後も、2026年度中はお手持ちの手形・小切手はご使用いただけます。但し、支払日は最長でも2027年3月31日（水）（発行受付終了の1年後）となり、同日より後の支払日の手形・小切手は金融機関での取立が行なえなくなりますのでご注意ください。
- ・お手持ちの手形・小切手を使い切ったお客さまには、2026年4月1日以降は「当座勘定払戻請求書※」を作成のうえ提供を開始しますので、当該伝票により残高の払戻し取引を承ります。

※当座勘定払戻請求書の発行には所定の手数料がかかります。詳しくは2026年2月頃を目途にご案内する予定としておりますので、予めご了承ください。

(3) 手形・小切手を使いきった後でも当座勘定でご利用いただける決済サービス

でんさいネット、インターネットバンキングとも、別途利用申込手続きが必要となります。ご希望の際には当座勘定をご契約いただいております当金庫店舗窓口にお問い合わせください。

①でんさいネット

お使いのパソコン（インターネット接続が条件）にて、お取引先企業間で「電子記録債権（電子的な手形・小切手）」を発行し、電子債権の期日に当座勘定からの支払決済を行うことができる、紙の手形・小切手に代わる決済サービスです。支払決済の他にも、手形・小切手同様に裏書や割引に使用することもできます（一部サービスの提供をしていない金融機関もございます）。

②インターネットバンキング

お使いのパソコン（インターネット接続が条件）にて、お取引先企業への代金支払い等の際し、当座勘定からの支払で振込処理をその場で完了させることができるご来店不要型為替決済サービスです。法人インターネットバンキングでは、振込処理の他に給与振込や口座振替（収納）、ペイジー口座振替（支払）等も提供しております（口座振替は別途契約が必要です）。

2. その他

- ・手形・小切手の完全電子化に向けた当金庫の対応として、現時点で以下の取扱いを行っております。
 - ▶当座勘定の新規受付の終了（2025年8月）
 - ▶支払期日が2027年4月1日以降となっている手形・小切手の取立受付の終了（2025年8月）
- ・2026年1月以降の「[当座勘定規程（電子規定）](#)」も公表しておりますので、ご参照ください。

